

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：土岐市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	81.3	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.9	%
全職員	54.9	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
部局長・次長相当職	98.1	%
課長相当職	97.0	%
課長補佐相当職	97.9	%
係長相当職	95.8	%

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	94.8	%
31～35年	88.0	%
26～30年	99.3	%
21～25年	94.6	%
16～20年	78.5	%
11～15年	84.4	%
6～10年	94.6	%
1～5年	75.8	%

【説明欄】

・全職員の男女の給与の差異について

全職員のうち、49.8%が任期の定めのない常勤職員以外の職員であり、そのうちの76.8%が女性職員です。当該区分においては、短時間の勤務に従事する者が多く、低い給与水準となっているため、差異が生まれています。

・任期の定めのない常勤職員の給与の男女の差異について

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居契約者となっている場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は92.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は71.0%であるため、差異が生まれています。

また「1～5年」の区分においては、当該職員の本市採用年度を1年目とするよう定義されています。採用前の他機関での経験年数を考慮した給与決定がなされている男性職員の割合が多いため、差異が生まれています。